

新型コロナウイルス感染症に対する各種支援

新型コロナウイルス感染症に関して、安来市や県、国等の各機関が実施している主な支援策について、一覧表を作成しました。詳しい内容については、記載しております各担当窓口へお問い合わせください。記載している情報は集約した時点のものであり、随時更新します。

令和3年7月19日更新

○追加

- ・《税・料金の支払いが困難なとき》⇒「介護保険料の減免（介護保険課）」

《給付金・生活支援》

制度の名称	制度の概要	支援内容	対象	募集時期
子育て世帯生活支援 特別給付金 福祉課 《23-3211》	低所得の子育て世帯のうち、ひとり親世帯を支援するため給付金を支給する。	児童一人当たり一律5万円	①公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者。※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。 ②令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者。	5月10日～令和4年2月28日まで

《経済対策》

制度の名称	制度の概要	支援内容	対象	募集時期
オールやすぎ商品券事業 やすぎ暮らし推進課 《23-3164》	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、長期にわたり影響を受けている地域経済の活性化、ならびに市民への生活支援を目的とし、市内で利用できる商品券を一律配布する。	1人あたり5千円分の商品券	令和3年3月10日時点で安来市に住居登録がある市民	商品券の使用期間：お手元に届いた日（令和3年4月中旬）～令和3年9月30日

《税・料金の支払いが困難なとき》

制度の名称	制度の概要	支援内容	対象	募集時期
国民健康保険税の減免 保険年金課 《23-3086》	新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の失業や売り上げの減少などが生じて所得が下がった人の保険料を免除、猶予する。		国民年金被保険者で新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少または所得が相当額程度まで下がった人	申請の対象となる期間 ○令和元年度分 令和2年2月分～令和2年6月分 ○令和2年度分 令和2年7月分～令和3年6月分
後期高齢者医療保険料の減免 保険年金課 《23-3085》	新型コロナウイルス感染症の流行により、主たる生計維持者（世帯主）の収入が減少し、各要件を満たす人の保険料を減免する。	減免割合：10分の2～全部 （要件、所得に応じて）	新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯	令和3年度の保険料額 （納期限：令和3年4月1日～令和4年3月31日）
介護保険料の減免 介護保険課 《23-3291》	新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少し、各要件を満たす第1号被保険者の保険料を減免する。	減免割合：10分の8～全額 （要件、所得に応じて）	新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の令和3年分の事業収入等の減少額（見込み額）が令和2年分の当該事業収入等の10分の3以上であることなどの要件を満たす第1号被保険者	令和3年度の保険料額 （納期限：令和3年4月1日～令和4年3月31日）

《新型コロナウイルスに感染したとき》

制度の名称	制度の概要	支援内容	対象	募集時期
国民健康保険傷病手当金 保険年金課 《23-3084》	新型コロナウイルス感染症に感染した場合など、その療養のため労務に服することができなかった期間において支給する。	直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数	給与の支払いを受けている国保加入者	労務に服することができなくなった日から起算し、3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日（最長1年6カ月）
後期高齢者医療傷病手当金 保険年金課 《23-3085》	新型コロナウイルス感染症に感染した場合など、その療養のため労務に服することができなかった期間において支給する。	直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3×支給対象となる日数	給与の支払いを受けている後期高齢者医療制度の被保険者	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日（最長1年6カ月）

《感染症対策・その他》

制度の名称	制度の概要	支援内容	対象	募集時期
<p>コミュニティ施設整備支援事業 (新型コロナウイルス感染症対策)</p> <p>地域振興課 《23-3067》</p>	<p>自治会・集会施設において、地域コミュニティ活動を維持するため、新型コロナウイルス感染症対策に対応した施設整備に関わる経費を補助する。</p> <p>外気導入式エアコン、空気清浄機（空気清浄機付きエアコンも可）、網戸の設置、トイレの非接触化（蓋の自動開閉、自動水栓等）、台所の洗い場改修（ハンドル式レバーへの改修等）</p> <p>※予定している改修が対象となるかは、事前にお問い合わせください。</p>	<p>補助対象経費の3/4以内 補助上限150万円</p>	<p>市内の集会施設を管理している自治会</p>	<p>令和3年4月1日～9月30日まで</p>
<p>失業・廃業により住宅を喪失された方への市営住宅の提供</p> <p>建築住宅課 《23-3315》</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に伴う失業・廃業により住宅を喪失された方への市営住宅の提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許可期間：3カ月（最大1年まで更新可能） ・家賃：各住宅の最も低い家賃の50%の額 ・敷金、連帯保証人：免除 	<p>市内に居住しており、新型コロナウイルス感染症に伴い、解雇、雇止め、廃業により社宅・寮・賃貸住宅から退去を余儀なくされる人（他に入居要件あり）</p>	<p>令和4年3月31日まで</p>

《事業者支援》

制度の名称	制度の概要	支援内容	対象	募集時期
<p>安来市新型コロナウイルス感染症対策農業収益向上事業</p> <p>農林振興課 《23-3331》</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けつつも経営を継続している農業者の非接触型販売手法等の導入及び販路拡大に向けた取組に係る経費を支援する。</p>	<p>定額 上限50万円/農業者</p>	<p>本市に住所を有する農業者又は本市に所在する集落営農法人</p> <p>※令和3年9月30日までに交付申請し令和4年3月31日までに事業完了が確かなものに限ります。</p>	<p>令和3年2月1日～ 令和3年9月30日</p>